
規 則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

**高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則の一部を改正する規則**

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 3 年高知県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（２） 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第 5 条第 2 項中「行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する」を「行う」に改める。

第 8 条第 2 項中「電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて」を「情報を」に改める。

第11条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に、「により行うもの」を「によるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則